

一般社団法人日本コミュニティーガス協会 中国支部 の状況

平成24年 2月29日

☆ 協会組織

簡易ガス事業は、70戸以上の団地等(供給地点群)でLPガスの導管供給によるガス供給事業であり、ガス事業法に基づく国(経済産業省)の許可が必要な公益事業です。

当協会は、中国地域における簡易ガス事業者を営む者(正会員)と簡易ガス事業に関係ある者(準会員・賛助会員)により構成されています。

昭和45年 9月12日 広島簡易ガス協会の設立

昭和45年10月12日 (社)日本簡易ガス協会の設立が通商産業大臣より認可

平成 元年 7月 1日 支部名称の変更(広島支部→中国支部)

平成23年 3月24日 (一社)日本コミュニティーガス協会移行の内閣総理大臣認可
(公益法人改革に伴う社団法人から一般社団法人へ移行)

平成23年 4月 1日 (一社)日本コミュニティーガス協会中国支部に名称変更

☆ 協会の会員状況等 (平成23年12月末 現在)

	会員数	事業者数	供給地点群数	許可地点(戸)数
鳥取県	15	14	74	15,003
島根県	18	17	86	12,735
岡山県	50	47	187	32,912
広島県	68	54	226	72,933
山口県	24	23	108	20,429
合計	175	155	681	154,012

(注) 事業者数は、正会員である簡易ガス事業を行っている者としています。

☆ 中国支部における主な定例の防災対策等

- ① 相互援助等を目的とした「中国簡易ガス事業防災会」を協会内に設置し、その事業の一環として各簡易ガス事業者の事業所を網羅する「緊急連絡系統図」作成し、毎年度見直しを実施。
- ② 連絡系統図に基づく「緊急連絡通報訓練」を毎年度実施。
- ③ 隔年おきに、中国簡易ガス事業防災会と各県地域防災会の連携による「緊急出動訓練」の実施等。